

表4-39 銀行グループ別比較（貸付資金）

区 分	横浜地区銀行グループ			郡部銀行グループ		
	1914年末 (A)	1919年末 (B)	B/A	1913年末 (A)	1919年末 (B)	B/A
資本金	千円 3,788	千円 5,478	1.45	千円 808	千円 887	1.10
積立金	2,271	3,137	1.38	214	338	1.58
預金	23,951	68,547	2.86	1,487	5,262	3.54
計	30,010	77,162	2.57	2,509	6,487	2.59

注 『神奈川地方金融史概説』Ⅲより

表4-40 銀行グループ別比較（資金運用）

区 分	横浜地区銀行グループ			郡部銀行グループ		
	1914年末 (A)	1919年末 (B)	B/A	1913年末 (A)	1919年末 (B)	B/A
貸出金	千円 6,270	千円 55,758	8.89	千円 1,768	千円 4,419	2.50
割引手形	22,174	12,589	0.57	126	41	0.33
有価証券	1,617	7,894	4.88	342	1,005	2.94

注 『神奈川地方金融史概説』Ⅲより

三七・三八のとおりである。一九二二（明治四十五）年上期と比較した一九一八（大正七）年上期の貸付資金残高（払込資本金＋積立金＋預金残高）の倍率は、横浜七十四銀行が一・五一倍であるのに対して、小田原銀行は二・二一倍と高い。両者とも高い伸び率を示しているが、郡部にある小田原銀行の方がとくに預金残高の伸びの著しさから、貸付資金はより高く伸長している。この結果、貸出金残高の伸びについても、上の二つの時期を比較して、横浜七十四銀行は横這いであるのに、小田原銀行は二・二九倍もの倍率を示している。以上の比較は、たまたま横浜市と郡部から選び出した二つの銀行についてのものであるから、つぎに、二つのグループに全部の県下の銀行を区分して全数的な計数によって貸付資金の伸びをみると、表四一三九のとおりである。資本金の倍率は横浜地区の銀行グループの方が高いが、積立金・預金については郡部銀行グループの方が高い。とくに預金の郡部銀行グループにおける顕著な伸びは、先の小田原銀行の数字が偶然のものでないことを裏付けている。郡部銀行グループの預金にお

表4-41 貸出種類別残高

区 分		1916年末(A) (比率)	1918年末(B) (比率)	B/A
		千円 %	千円 %	
神奈川県下の銀行	証書貸付	16,014 (14.5)	20,431 (10.7)	1.28
	手形貸付	45,592 (41.2)	91,861 (48.1)	2.01
	その他貸付	1,050 (0.9)	3,860 (2.0)	3.68
	当座貸越	15,996 (14.5)	24,197 (12.7)	1.51
	割引手形計	31,991 (28.9)	50,793 (26.6)	1.59
	計	110,643 (100.0)	191,142 (100.0)	1.73
全国の全銀行合計分	証書貸付	538,473 (19.9)	748,732 (15.0)	1.39
	手形貸付	1,213,030 (44.8)	2,168,540 (43.3)	1.79
	その他貸付	58,462 (2.2)	242,966 (4.9)	4.16
	当座貸越	351,283 (13.0)	599,466 (12.0)	1.71
	割引手形計	543,865 (20.1)	1,247,086 (24.9)	2.29
	計	2,705,113 (100.0)	5,066,790 (100.0)	1.85

注 『神奈川県地方金融史概説』Ⅲより

表4-42 銀行の担保別貸出残高 (1918年末)

担 保	神奈川県 (比率)	兵庫県 (比率)	愛知県 (比率)
	千円 %	千円 %	千円 %
国債・地方債	1,871 (1.3)	2,747 (0.8)	7,346 (5.1)
社債・諸証券	1,879 (1.3)	11,093 (3.4)	5,457 (3.8)
株 券	39,157 (27.9)	78,609 (24.1)	50,595 (34.9)
土地・建物	15,625 (11.1)	40,587 (12.4)	13,333 (9.2)
商 品	38,888 (27.7)	27,435 (8.4)	15,084 (10.4)
船 船・各種財団	52 (0.0)	51,828 (15.9)	1,125 (0.8)
雑	212 (0.2)	274 (0.1)	3,122 (2.2)
保証・信用	42,666 (30.4)	114,257 (35.0)	48,884 (33.7)
計	140,349 (100.0)	326,831 (100.0)	144,946 (100.0)

注 『神奈川県地方金融史概説』Ⅲより

いては、定期預金が圧倒的に高い構成比を示していたといわれ、農村からの定期預金を中心に、ようやく県下の普通銀行も預金銀行としての性格を強めてきたと指摘することができよう。

つぎに、資金運用の側面をながめてみよう。資金運用についても、貸出金と有価証券別に、横浜地区銀行グループと郡部銀行グループについてその伸び率を示すと、表四一四〇のとおりである。

先の横浜七十四銀行と小

田原銀行の例と異なり、貸出金・有価証券保有量のいずれの伸びも、横浜地区銀行グループの方が高い。調達した貸付資金の伸びが低いのに、横浜地区銀行グループがかなり高い運用資金量の伸びを示し得たのは、借入金に負うものであろう。横浜港を通じての活発な貿易取引に根ざしての国内資金需要の旺盛な伸びに対応して、銀行もその期待に添えていったものと思われる。とくに、この時期が第一次大戦下の貿易量の大幅な拡大期にあつたことは、貿易金融の伸長の必要性をいっそう高めたものといえよう。当期の経済発展の態様からして、横浜地区の銀行グループの貸出量の伸びが五年間で九倍に近い伸びを示し、郡部銀行グループのそれをはるかに凌駕したことがうなずけよう。

つぎに『銀行局年報』によって、神奈川県下銀行と全国の全銀行の合計分について、貸出しの種類別残高とその構成比の推移を示すと表四一四一のとおりである。神奈川県下の銀行の場合、全国の合計分と同様に証書貸付の比重が趨勢的に低下し、手形貸付の比重が上昇しているが、手形貸付・手形割引の構成比の水準そのものが全国の総計分より高くなっているのが特徴的である。全県分の合計といつても、金額の大きさからいって横浜市内の銀行の占めるシェアが圧倒的に高いであろうから、証書貸付のような長期貸付の比率が低下し、手形貸付・手形割引のような短期貸付の比率の上昇したことが理解できよう。さらに貸出しの内容を分析するために、担保別貸付残高を神奈川県下の銀行分と比較的よく似かよつた兵庫県・愛知県のとを対比してみると、表四一四二のとおりである。この表で明らかのように、神奈川県の場合、他県より商品担保の構成シェアがきわめて高い。ここにも、神奈川県における貿易金融の位置づけが明確に示されているように思われる。また、保証・信用といった項目の構成比の低いことも注目されよう。

なお、二―三の統計によって銀行経営の性格をみておこう。まず、預金残高を預金種類別に分類して示すと、表四一四三のとおりである。神奈川県下の銀行を全国の銀行の合計分と対比すると、定期預金の比重が低く、しかも趨勢としては低下して

表4-43 預金種類別残高

区 分		1916年末(A) (比率)		1918年末(B) (比率)		B/A
		千円	%	千円	%	
神奈川県下の銀行	官公預金	911	(1.0)	2,472	(1.4)	2.71
	当座預金	29,711	(31.1)	49,237	(28.5)	1.66
	特別当座預金	12,735	(13.3)	28,447	(16.5)	2.23
	普通貯金	9,600	(10.1)	15,382	(8.9)	1.60
	定期預金	34,222	(35.8)	58,948	(34.2)	1.72
	定期積金	1,801	(1.9)	2,602	(1.5)	1.44
	据置貯金	32	(0.0)	64	(0.0)	2.00
	その他預金	6,466	(6.8)	15,343	(8.9)	2.37
	計	95,478	(100.0)	172,495	(100.0)	1.81
	全国の銀行の合計	官公預金	55,088	(1.9)	78,522	(1.3)
当座預金		678,422	(23.0)	1,214,080	(20.5)	1.79
特別当座預金		595,264	(20.2)	1,087,600	(18.4)	1.83
普通貯金		199,245	(6.8)	338,405	(5.7)	1.70
定期預金		1,193,436	(40.5)	2,760,162	(46.6)	2.31
定期積金		53,287	(1.8)	84,046	(1.4)	1.58
据置貯金		1,706	(0.1)	1,735	(0.0)	1.02
その他預金		168,552	(5.7)	354,396	(6.0)	2.10
計		2,945,000	(100.0)	5,918,946	(100.0)	2.01

注 『神奈川県地方金融史概説』Ⅲより

表4-44 貯蓄銀行の比較

区 分	全 国			神 奈 川		
	1916年末 (A)	1918年末 (B)	B/A	1916年末 (A)	1918年末 (B)	B/A
資本金	126,139	165,338	1.31	3,787	3,835	1.01
積立金	45,796	58,874	1.29	1,518	1,741	1.15
預金	687,539	1,279,660	1.86	25,008	37,224	1.49
貸出	506,042	933,782	1.85	13,723	16,669	1.21

注 『神奈川県地方金融史概説』Ⅲより

いる点特徴である。これに代わって、当座預金・普通貯金のような要
求払預金の比率が
高いわけで、預金
についても貸出し
とも対応して、よ
り短期的な性格の
ものの比重が全国
分の合計より大き
いことを捉えるこ
とができよう。つ
ぎに、貯蓄銀行に
ついて全国分の合
計と神奈川県のも
れを比較すると、

表四―四四のとおりである。二年間の比較にすぎないので、長期的趨勢を把握するのは困難であるが、全国分に比して伸び率の低いことが注目されるが、その原因を明らかにすることは困難である。

大戦後への推移 以上、大正前期（第一次大戦下）の神奈川県金融機関の動向を説明してきた。この時期は貿易を中心に経済が活況を呈していただけに、銀行業もほぼ順調な推移を示したことはすでに述べたとおりである。ところが、

大戦終了直後の一九二〇年には、早くも反動恐慌を体験することとなった。これによって、金融機関は大きな打撃を受けたが、さらに一九二三（大正十二）年の関東大震災後の恐慌で、金融機関は追いうちをかけられることとなった。大正後期の神奈川県下の金融機関は、まさに恐慌による経営への圧力をいかに克服するかという課題を与えられた。具体的には、合併や再編成を通じての経営基盤の強化を余儀なくされたが、この道程はやがて一九二七（昭和二）年の金融恐慌を頂点とする長期沈滞への金融機関の対処へと展開していく。したがって、大正後期の金融史はむしろ昭和初期と結びつけて、ひとつの流れにおいて記述することが読者に正しい理解を与えることとなろう。その意味で、本章では大正前期までの動きの理解にとどめ、後半の部分を次巻にゆずることとしたい。

第四章 第一次世界大戦前後の神奈川県財政

第一節 大正期の県行財政機構

一 変遷と特徴

制度安定期 本章では、大正のはじめから第一次大戦をはさんで大震災にいたる一〇年余、すなわち大正期の大部分を対象とする（以下、本章で用いる「大正時代」「大正期」は、すべて大震災前の大正期をさす）。この時期の財政は、これま

での各編でとりあげてきた時期とちがって、あまり大きな制度上の変化がないことを特徴としている。すなわち、第一編では維新にともなう旧制度から新制度への移行、第二編では三新法・府県制（神奈川県は採用しなかったが）・市制・町村制および三部経済制の制定・採用、第三編では改正「府県制」といったように、それぞれ地方制度の画期的な改革を含んでおり、それに応じて県財政がどのように新しい制度と態様を示してきたかを対象としてきたのであった。ところが、ここでとりあげる大震災前の大正期には、それらに匹敵するような制度的な大改革はなかった。むしろ、小規模な手直しは、中央レベルでも神奈川県でも試みられているが、根本的なそれはなかったといつてよい。すなわち府県の行財政制度としては、一八九九（明治三十一年）の改正「府県制」が、明治後半期に引き続いて大正期にもほぼ安定的に機能していたものとみなすことができる。とく

に財政制度については、この間、ほとんどみるべき改革はなかった。すなわち、震災前の大正期を通じて、やや規模の大きい「府県制」の改正は一九一四(大正三)年と二二(大正十一)年の二回おこなわれているが、そのいずれについても次のとおり、財政に関する大きな改正はない。

一四年・二二年 一九一四(大正三)年四月法律第三五号で「府県制」の一部が改正された。これは一八九九年の改正「府県の府県制改正 制」の実施のなから見出された不備や不都合を是正し、とりわけ選挙に関する諸規定の整備を目的にしていたが、同時に一年におこなわれた「市制」「町村制」の改正——これは全文改正であり、かつ市の参事会に代えて市長を執行機関とするか、市のなかに法人の区を設けようにするというような重要な変化を含んではいるが、しかし全体としては、二〇年にわたる市制・町村制実施の経験をふまえ、行政組織の能率向上、執行機関の権限強化などはかったもので、根本的な改正というわけではない——と歩調を合わせて、事務の簡捷しんせつをはかったものである。改正の中心は、府県会議員・参事会員の選挙方法の改正や府県組合の新設などにおかれていたが、財務関係では、各種事務とやらんで主務大臣の監督の緩和がはかられたことが目をひく。たとえば、使用料・手数料に関する細則についての内務大臣の許可、寄付、補助、夫役現品の賦課、特別会計設置などに関する主務大臣の許可、地租三分の一をこえる付加税賦課に関する内務大臣の許可などが、いずれも不要とされた。実はこれより先、一九一二(大正元)年十一月勅令第四九号「府県郡行政ニ関シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ関スル件」において、実質的には右の点を含めた一六項目に及ぶ事項について、主務大臣の許可を必要としない旨が定められており、右の改正はそれを「府県制」ととり込んだものである。さらに右の勅令と同一の標題をもつ一四年六月勅令第一四一号も、支出額三〇万円以内の府県継続費、元本総額二〇万円に達するまでの府県債、借入れの翌年度に償還する府県債などについて主務大臣の許可を不要とする旨を定めている。これらの改正から、この時期、県の財政運用についてかなり

急速に県の裁量の幅が広げられていることがわかる。

一九二二年の改正は、何よりも府県会議員の選挙権・被選挙権について、納税額の制限をはずし国税を納めることのみを条件とすることによって、選挙権を拡大したことに特徴がある。ただし、財政関係改正ではあまり大きなものはなく、課税のための立入調査・納税督促・滞納処分など、主として課税徴税手続に関するものとどまっている。

こうしてみると、制度面からみれば、この時期の改正は抜本的なものというより、選挙権拡張や事務についての許可事項の縮小に示されるように、明治以来の「府県制」のもつ強度の中央統制をゆるめて民意の吸収につとめ、それによって、複雑化し都市化しつつある現実に府県行政を適應させようとするものであったことがわかるであろう。

「府県制」はあまり変わらなかったが、「郡制」には大変化が生じた。というのは一九二一年（大正十）年四月法律第六三号「郡制廃止ニ関スル件」によって、郡制自体の廃止が決定され、二三年三月勅令第四四号により、

同年四月一日から実施されることとなったからである。郡制廃止については、それまで衆議院で数回決議されたにもかかわらず、貴族院の反対で実現しなかったのが、ここへきて実現することとなった。廃止の理由は、自治体としての郡の活動は、府県や市町村とちがってみるべきものがなく、したがって住民の郡に対する自治觀念も希薄であり、府県や市町村の基礎が強固で、郡は自治体としての必要がない、というのであった。財政的にみると一九二〇（大正九）年の場合、全国の郡費歳出予算は三一〇〇万円で、北海道・沖縄を除いた全府県歳出二億〇六〇〇万円の一五割、市区町村歳出五億四七〇〇万円の五割に当たっているにすぎず、しかも郡費のうち事務費や補助費を除いた事業費は一八〇〇万円、一郡平均わずか三万五〇〇〇円にとどまる。さらに郡単位でみると、事業費が五〇〇〇〇〇円に満たないものが全国五三七郡中一二七郡にものぼっていた。いかに郡が弱体であったかが知られるであろう。

とはいえ、郡制廃止が大正期における地方制度改正の最大の事件であったことは、たしかである。そこで、本章ではのちに一九二〇年の例をあげて、神奈川県内の郡財政がいかなるものであったかをとりあげることにする。

県の行財 府県の制度があまり変わらなかったことから当然予想されるように、県の行財政機構は、それほど大きく変わる政機構 っていない。

第三編で述べたように、明治後半の県庁機構は、知事官房のほか内務部・警察部・港務部から成っていたが、それはほぼそのまま大正期にもあてはまる。というのは、大正期に入って一九二〇年まではそのままの機構であり、二年に産業部が内務部から分かれて新設（ただし、のち二四年に廃止され内務部に吸収された）され、二四年に港務部が廃止（税関に吸収された）されたのが、部編成にみられるわずかな変化だからである。したがって、ここでの変化はごく小さかったというべきであるが、各部署内でまったく変化がなかったわけではない。たとえば、一九一三（大正二）年には内務部が教育・勸業・地方・土木・会計の五課から県治・財務・勸業・土木の四課へと改組されたほか、警察部に高等警察課がおかれた。さらに、一九一五年には勸業課が廃されて農務・商工の二課がおかれ、翌一六年には、勅令第六号「地方官官制」改正で各府県に工場監督官がおかれることになったのに応じて、警察部に工場監督課が新設された。一七年には内務部に教務課が、一九年には社会課がそれぞれ新設され、二一年には産業部が内務部から独立して農務課と商工課はこの所管となった。こうした改正は、第一次大戦前後の都市化・工業化・商業化および社会問題の展開に応じて、中央―地方を通じてとられた対応策の県レベルでの姿だといつてよい。それらは、県の行政機構の全面的な改革を求めるほどの急激・深刻なインパクトを与えるものではなかったにせよ、日本社会の近代化ないし現代化が、こうして徐々に、しかし確実に県庁機構の漸次的な変化をうみ出していったことが、ここから読みとれるであろう。

しかし、この間にあって、財政財務機構は終始一貫内務部内の一課としてほとんど目立った変化をみせていない。せいぜい明治末期の会計課が大正に入って一時的に財務課と改名し、一七年に会計課に逆もどりして以後そのままで存続する、といった程度であり、おそらく実質において何ら変わりはなかったものと想像される。行政機構のほうは、右のように新しい事態にに応じて多少の手直しを続けていかざるをえなかったとしても、財政機構はそうした変化に応じて直接変わる必要があるわけではなく、前期に定着したものが、ほぼそのまま続いていくことになったのである。

第二節 戦時戦後の財政動向

一 財政問題

大正期の財政問題 前節で述べたように、大正期の県行財政をみると、郡制廃止を除けば制度上の大きな改正はなかった。しかし、そのことはこの時期に財政上の問題がなかったことを意味するわけではない。そこで、本節では、この時期の県会における論議を手がかりにして、大正期の行財政上のおもな問題について検討しておくこととしたい。といってもいふまでもなく、県会での論議はきわめて多岐にわたっているので、ここではそのうち、財政的な意味の大きいものに焦点を合わせて、左の諸項目をとりあげることとする。

三部経済制——市郡負担問題

治水費

三崎築港

都市計画地方委員会費

大戦期の物価騰貴

社会事業費貸付資金特別会計

米騒動・社会問題対策

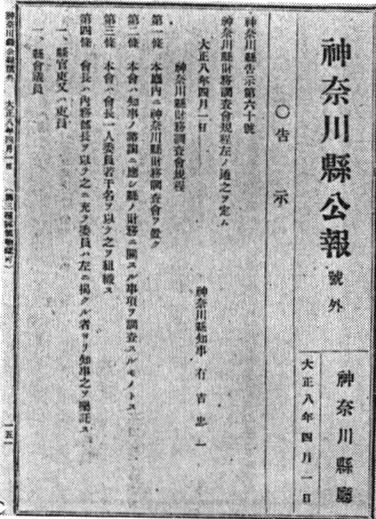
高等工業・高等商業学校建設

郡制廃止の事後処理

三部経済制

三部経済については、時の進展とともに批判が強まり、結局、一九二五（大正十四）年大阪府の廃止に続いて、神奈川県も一九二七（昭和二）年には廃止することになる。したがって、本章で取り扱う時期はまだ廃止にいたらず、次第に強まる批判のなかで県としても調査のために財務調査会を設置したり、県会でさまざまな議論が繰り返されるといった状況であった。そこで、以下、何が当時の批判の焦点だったのかをさぐってみることにしよう。

一八九九（明治三十二年）、改正「府県制」とともに新たに三部経済制が再発した際、横浜市の戸数三万四〇〇〇戸に対して、郡部は一二万六〇〇〇戸であった。しかし、そのうち、明治後半から大正期にかけて横浜市は神奈川県・子安町・大岡町など周辺の町村を編入したほか、この時期の経済発展によりそれ自身の戸数・人口とも郡部にくらべてはるかに速やかに増加し、大戦をへた一九一八（大正七）年には戸数は九万一〇〇〇戸対一三万四〇〇〇戸へと変わった。かつて郡部は市部の三・七倍だったのに、いまや一・五倍にすぎなくなったのである。これに象徴されるような経済ないし経済力の跛行的な発展にもかかわらず、二〇年近く前の市郡負担割合のまま県財政を負担するのは不合理ではないか、というのが、主として郡部からの



神奈川県財務調査会規程

県史編集室蔵

三部経済制批判の骨子である。それだけが理由かどうかかわからないが、たしかに市部と郡部の一戸当たり負担をとってみると、たとえば一九一一年（明治四十四）年には五円八九銭三厘対九円三〇銭六厘、一七（大正六）年には六円三八銭七厘対九円三銭などとなつて、郡は市より三割も過重の負担を負っている。さらに、一戸当たりの負担をよく示すために、戸数割（家屋税）だけの負担をとり出してみると、一一年は一円四六銭八厘対二円七五銭、一七年一円六二銭対二円九二銭となり、郡部は市部の約七割増の負担となっている。郡部から負担の公平を求めた「負担割更正」要求が繰り返し出されるのは、この点にその根拠があったのである。

その要求の事例を、一、二あげておこう。たとえば、一九一八（大正七）年八月の臨時県会で若命源吾が、郡市の負担力が著しく変わり、負担に不均衡が生じたことを県側はどうみるかと問い、有吉知事が、慣例を破るのは好ましくないと考えるが、

郡費による营造物が市費に影響し、市の营造物が郡費に影響する場合は個々のに考えることにする、と答えている（『神奈川県会史』第四卷以下、本章では『県会史』と略記する一六六五—一六六六ページ）。また、一八年十二月には郡部会から知事に対して同趣旨にもとづき、「当局者ハ速ニ適當ナル負担割合更正ノ案ヲ具シ本県会ニ提出」することを求めた意見書「市郡連帯費ノ負担割合更正方ニツイテ」を提出している。さらに、二一年十二月の通常県会には郡部議員から、従来の分担が時代遅れになっているうえ、「今回実施せられる戸数割規則の精神に反するを以て明治三十四年告示第三八号第一条に掲記せる各種目の但書

中市郡連帯前年度若くは前々年度末日戸数割（「戸数」の誤記か——引用者）に割合分担の制を定め（「改め」の誤記か——引用者）前年度若くは前々年度末日現在直接国税及戸数割に割合分担を相当なりと認む理事者は速に案を具して本県会に提案すべしとする「郡市負担割更正意見書」が提出された。しかし、この場合は、市部議員が抗議・退場して散会となり、結局、負担割合更正調査のため一九年以降設けられていた財務調査会（『資料編』16近代・現代⑥）の活動をうながすことでけりがつけられた（同書第五卷 三六六ページ）。

これらは、いわば一般論として負担不均衡問題を取りあげたものであるが、より切実で具体的な問題としては、郡部の最大の負担となっている治水費について、その利益は市部にも及んでいるのであるから、市部もこの負担に任ずべきであるという、かねてからの郡部の主張が、断続的に噴出するかたちであらわれてくる。その点を次にとりあげてみよう。

治水費

治水費については、例によって三大川をめぐるそれが、この時期にも主として問題となっている。もっとも、たとえば最大の負担となる多摩川治水費について、この時期には、まず何よりも国庫による全面的な負担を求め、それがなかなか中央政府によって認められないため、問題が内向して、市部も負担するように連帯支弁にすべきたという主張がなされていく。中央政府に対するこの種の意見書は、明治末期一九一〇年にも提出されているが、大正に入ってから一九一五（大正四）年十二月（『県会史』第四卷 四八三ページ）、一六年十二月（同書 五五七—五五九ページ）および二二年一月（同書第五卷 三七七—三七八ページ）と繰り返し提出されたが、実現をみなかった。

こうして、郡市一致して全額国庫負担を求める一方、それが実現しない以上、それに代わって郡部としては市部への負担分任を求めることとなる。まず一九一七（大正六）年二月の通常県会では、政府の二分の一補助という方針を前提にした一八年度予算の一環として、県側財源をすべて公債とした多摩川改修費予算が郡部に提出されたが、審議未了に終わっている（同書

第四卷 六五五―六五八ページ)。県当局としては、実現の見込みのうすい全額国庫負担要求よりもこのほうが賢明だとしているが、全額公債とはいえ、やはりすべて郡の負担となるこの案には、郡部会が賛成しなかったであろうか。さらに、この件は翌一八年五月の臨時郡部会で再度とりあげられた(臨郡第二号議案「自大正七年度至同十四年度神奈川県郡部土木費継続年支支出及方法」)。これは総額三二九万円余という、一議案としては県会始まって以来の大型事業であったこともあって、やはり郡市間の負担および受益の不均衡を理由として、連帯支弁を求める郡部の要求をめぐって激しい議論があり、結局、原案通り成立している(同書 六七八―六八七ページ)。

治水費負担をめぐる問題は、ひとり多摩川にとどまらない。多摩川についてはその負担を連帯支弁にすることを受けいれなかった県当局が、相模川については連帯支弁にしようとしたところから、今度は県当局対市部会の対立が表面化する。ことは一九一九(大正八)年度予算にかかわって惹起された(同書第五卷 一〇九―一二二ページ)。有吉知事は一八年十一月の通常県会に一九年度予算を提出したが、その際予算中に含まれている相模川改修調査費にかかわって、県第一号議案「議決事件及分担収入ノ区分中改正ノ件」を同時に提出した。そのなかの問題の個所は次のとおりである(同書第五卷 一一一ページ)。「相模川筋改修調査ニ関スル費用(市郡連帯十分ノ五ヲ前々年度十二月末日現在人口二十分ノ五ヲ同現在地租額ニ割合分担)。これについての提案理由で、知事はいふ(同書 一〇九―一〇一ページ)。「相模川改修調査費ニ関スル費用ハ是迄ハ斯ノ如キ費用ガ郡部経済ニ属シテ居リマシタルモノヲ、連帯経済ニ致スト云フハ案デアリマス……本年ノ臨時会ニ多摩川改修ニ関スル費用ヲ郡部経済ニ於テ支弁スルト云フ案(前掲臨郡第二号議案のこと——引用者)ヲ提案イタシマシタ時分ニ、各種ノ議論ガ此所ニアツタコトヲ記憶イタシテ居リマスガ、多摩川改修ニ対シテハ県当局ハ当然負担割合ヲ変更スル必要ヲ認メテ居リマセヌデアリマスガ相模川改修調査費ニ関シマシテハ是ハ私ハ連帯経済ニ於テ支弁スルコトヲ適當ナリト考ヘマシテ……其理由ハ……相模川ガ与ヘル

所ノ利益ハ、単ニ郡部ニ於ケル住民ガ受クルノミナラズ市部ニ於ケル住民モ亦恩沢ニ預リツ、アルノデ……調査研究スル費用ハ、其利益ヲ共ニ享受スル所ノ住民ガ相当負担スルコトガ適當ナリト考ヘマシテ、茲ニ之ヲ連帯經濟ニ移シマシタ」。

ここで県は、多摩川は横浜市民に利益を及ぼさないが相模川は及ぼす、したがって後者については市民にも負担させるため連帯支弁とする、といっているが、はたしてこの二川についてそれほど明確な区別が可能かどうか。ことによると、県としては知事自身もいっているように、直前の多摩川についてははげしい論議をふまえ、前回いわばゼロ回答にした郡部に対して今度は何がしか色をつける、というような配慮をしたのかもしれない。

なお、負担区分の基準に地租額をとりあげたことについては「単ニ人口ノミヲ以テ区分ヲ立ツルト云フコトハ其地域ガ……其所ニ所在シナイ住民ニ対シテ同一ノ負担ヲサセルト云フコトハ是ハ大ニ考慮スベキ点ト考ヘマスガ故ニ、其地域ノ標準ト見ルベキ地租ヲ半バ標準トシ、他ノ適當ナル標準ヲ人口ニ採ツテ、其両者ノ標準ニ基イテ其負担区分ヲ定ムル」ことにしたのでと説明している。市部に新たに負担を求めるとしても、他の大部分の連帯費目のように人口割ないし戸数割というのは、相模川筋に居住していない横浜住民の納得は得られそうもない。また、治水による利益が直接には土地保全というかたちで地租に反映されることは明らかであるから、その受益に着目し、かつ市民の反対をやわらげることを行って、この新しい方式を提案したのであろう。しかし、従来郡部経済に属していた相模川治水に関する費用を市部にも負担させようとするこの案に対しては、当然市部会で反対があった模様で、県会では審議未了となり、知事は内務大臣の指揮を得て原案を執行している。久し振りの原案執行は、やはり市郡負担問題をめぐって生じた審議未了によるものであって、この点でも大正期は明治期と同じパターンを繰り返していることになる。

三崎築港

市部負担にかかわる紛糾は、治水費に限らない。一九二〇(大正九)年十一月の通常県会に提出された二一年度予算のなかに三崎漁港修築費があり、これが土木費でなく勸業費に含まれていたことが市部議員の批判的となった。批判者によれば、防波堤工事の内容とするこの費目は土木費に計上すべきものであり、したがって市郡分担方式にもとづいて、郡部土木費は当然に郡部負担にならなければならない。ところが、県は郡部多数議員に迎合してこれを勸業費として計上したため、その負担は市郡連帯となる(勸業費は農事試験場の例外を除いて連帯負担である——執筆者)が、それは不当である、というのであった。これにたいして県側は、これは漁業奨励の勸業費とみるのが正当だということのほか、中央政府からくる補助金が、地方漁業奨励のための補助金で農商務省所管であり、中央から補助金をもらう以上、中央と歩調を合わせるのが当然であると考えて勸業費に入れた、と説明して乗り切っている。ここには、三部経済制と中央からの補助金とがからんで興味ある論点が表示されているが、もっぱら治水費や監獄費がらみだった市郡負担問題が、意外なかたちで新たに登場した点に注目すべきであろう。

都市計画地方委員会費

大正期は日本全体を通じて都市化が進み、法的にも「都市計画法」が制定されるなど整備がはかられたが、これがまた、本県においては市郡負担問題となってあらわれてくる。県予算に都市計画に関する経費がはじめて登場したのは、一九一九(大正八)年十一月の通常市部会に提出された一九年度神奈川県市部歳入歳出追加予算の都市計画地方委員会費一万円余であろう(『県会史』第五巻 二二一ページ)。ところが、この委員会には府県会議員三名以内が加わることで、(「都市計画委員会官制」第八条第四項)、県でもその方針を出していた。これについて、市部会では、県会から三名選出ということになれば、郡部二名市部一名という割振りになることが予想されるが、問題が都市計画であり、しかも負担はすべて市部というのだから、郡部議員が入るのは筋違いで市部会から三名を選出すべきだ、との要求が出された。さらに一九二〇年十

一月の市部会における二年度予算審議に際しても、六万円計上されていた当該費目について、他府県ではすべて連帯負担となっていることや県側の答弁があいまいであることなどもあって、はげしい議論の応酬があったらしい(同書第五卷 三二八―三三二ページ)。この時は県の方針通り市部負担に決まったようであるが、『県会史』第四卷七九〇ページによると、一九二六年現在、負担区分は横浜市都市計画地方委員会費は市部負担、それ以外の都市計画委員会費は郡部負担となっている。途中で変更があったのであろうか。

こうしてみると、伝統的な治水費のみならず、新たに進められている勸業政策や都市政策をめぐっても、三部経済制がつねに県政上の紛議の種になっていることがわかるであろう。

大戦期の 物価騰貴

市郡負担問題は、三部経済制が続く限り、つねに神奈川県行財政に困難な問題をもたらすものであって、必ずしもこの時期に限られるわけではない。しかし、いうまでもなく、本章で対象とする時期にはこの時期特有の財政の問題が新しく生じている。それは一言でいえば、第一次大戦とそれに続く時期がもたらした新しい社会状況に対応する財政、ということになろう。それは、以下の数項でとりあげるように多岐にわたっている。それらは量的には必ずしも大きくないものでも、大戦前後の社会的変遷をよく反映している財政現象だという意味でとりあげたのである。まず、はじめに本項では、財政全体に影響を与えた好況と物価騰貴をとりあげることにする。

大戦が県財政にもたらしたものととして、直接に軍事にかかわるものはほとんどなく、県会での議論にも戦争が直接に投影されてはいないようである。それは地方財政が一般に内政に限定されていることや、この時の大戦が地方の財政まで軍事色に染めあげるほどのインパクトを与えなかったことなどによるのであろう。大戦が県財政に与えた最大の影響は、収入面では戦争景気・物価騰貴にともなう税収増加が、支出面では同じ理由および新規の需要拡大からくる経費膨張があげられよう。実際、

県財政は大戦の前後で数量的には大きな違いがある。くわしくは次節で検討するが、たとえば、県の支出総額をみると、大正の初めから大戦中の一九一七(大正六)年ごろまでは、二〇〇―二五〇万円程度でほとんど水準が変わっておらず、むしろ下がりに推移しているのに、一八年以降は急角度で膨張に転じ、四〇〇万円、八〇〇万円から二二年には九〇〇万円をこえるにいたる。大正期財政の最大の特徴は、この前半期における停滞と大戦以後の急上昇にあるといつてよい。そして、毎年のように臨時手当や給与引上げなどを含む追加予算が組まれ、知事による予算提案理由説明および質疑・応答では、物価騰貴および各種事業の拡大・新設が追加予算提出の理由としてあげられているのである。

しかも、物価騰貴はたんに従来の支出額を名目的に引き上げるだけではない。物件費についてはそうだとしても、人件費には次のような問題があった。物価騰貴により生活困難におちいった中等学校教員がより高い給与を求めて一時に多数他府県に流出し、各府県は互いに争奪合戦を繰り広げ、それを防ぐためにいっそう待遇改善を図らねばならなかった(『県会史』第五巻二〇七ページ)。あるいは、中央政府が臨時手当や改定旅費を支給するのに歩調を合わせて、県レベルでも手当の支給をしなければならなかった(同書一六一・一七四ページ)、というように、県内部のみならず、外部との比較で、物価騰貴はいっそうの重荷を県財政に背負させたのである。

また、戦中から戦後にかけて、好況を背景に教育・土木・警察など伝統的な県の主要事業をはじめ、各種事業の拡張がおこなわれているほか、社会事業・米騒動対策など、この時期ならではの新しい事業も開始された。つぎに、それをおこそう。

社会事業費貸付 資金特別会計

一九一九(大正八)年八月十五日、第二回臨時県会において時の井上知事のおこなった開会挨拶、追加予算提案理由説明は、そのなかにはじめて「社会問題」「労働問題」「食糧問題」という語句を用い、かつ演述の大部分をそれらの説明に費やしたという点で、県政史にその名をとどめるに値するものだといつてよい(『県会史』第五巻 一七二―

七四ページ)。もっとも「社会問題ニ対シテ直接ナル関係ヲ有ツテ居ル教育家並ニ警察官……一般ノ中デ最モ苦痛ヲ感ジテ居ル現況ニ照シマシテ、相当ナル増給ヲ為ス」のを主たる目的としてこの追加予算を提出しているという文脈で、「社会問題」が利用されている面もあるが、しかしやはり大戦後の日本が全体として直面したこれらの問題を真正面からとりあげていることに変わりはない。だが、県財政にはじめて「社会」を冠した制度が登場するのは、一九二〇(大正九)年十一月の通常県会に県第三七号議案「特別会計設置ノ件」として提案され、決定された社会事業費貸付資金特別会計であろう(同書三二一―三二三ページおよび『資料編』16近代・現代(6)四七)。これは「市町村其ノ他ノ社会事業費ニ貸付ノ為」設けられた特別会計で、「公債収入並貸付金ヨリ生スル収入其ノ他ノ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツル」ものであり、具体的には二〇年度に三六万円余を起債して四分八厘の低利で大蔵省預金部の引受けを受け、これを市町村や住宅組合にやはり四分八厘で住宅建設費として貸し付けようというものである。

県としては教育費によって、社会から脱落した階層への支出をおこなってきたが、ここにいたって、それとは原則が異なる新しい社会事業のための財政制度をはじめて設けたことの意味は大きい。また、それが、一般会計の拡大ではなく、預金部資金の転貸という金融のかたちでおこなわれたということ、その規模が県の特別会計としても、また県が預金部から受ける融資額としてもきわめて大型だということ、内容が脱落者の生活保護一般ではなく、住宅建設費貸付という、すぐれて都市中産階級ないし都市労働者を対象としたものであったこと、などいずれも注目に値する特徴である。県会では、無担保貸付にともなう不良貸しの懸念が表明され、県側は市町村相手の場合は「特別ノ方法ヲ命ジテ其損害ヲ補填」しうるから心配なく、住宅組合相手の場合は、農工銀行を介して貸し付けるかたちをとり、県はいわば保証するだけであって心配なからうという説明をしている。

米騒動・社会問題対策

米騒動が県財政に何をもたらしたのかは、はっきりしない。というのは、以下でみるように米騒動およびその後の対策としてあまり県費は用いず、寄付を中心にして処理をしたように見受けられるからである。県がはじめてこの問題をとりあげたのは、一九一八(大正七)年十月の第二回臨時県会においてであった(『県会史』第四卷 六八八―六九二ページ)。そこで、有吉知事は追加予算を提出し、その提案理由説明で「北陸ノ或地点ニ思ヒモ寄ラヌ騒動」が起こったことによつて、本県にも「稍々不安ノ気分ガ現ハレテ居ルコトヲ認め」、警察が警戒を強めている旨報告している。それに対処するため、県としては農商務省から外国米の配給を受けて売り出すことを案出したところ、県下の富豪からの寄付が相次ぎ、それによつてこの事業をおこなつたという。その寄付額は、九万円余であるが、このほかさらに商業会議所一〇万円弱、横浜市七万円余、中央政府七万円余、恩賜金七万円(『資料編』16近代・現代⑥四)、など合計四十一万円弱にのぼつた。これによつて政府から外国米を廉価で供給してもらい、低所得階層中心に廉売し、一部は東北地方で内地米を購入し、警官・教員などには多少廉売したが、主として郡部に時価で販売したという。したがって、この説明の限りでは、ほとんど県の支出にはなっていないものとみなされる。

翌一九一九(大正八)年八月、第二回臨時県会でおこなつた井上知事の開会挨拶のなかでも、この問題が社会問題・食糧問題という角度から、以下のようにとり上げられている(『県会史』第五卷 一七二―一七四ページ)。消費の半分ほどしか生産しえない神奈川県としては、何よりも節米に努めることが必要であり、他県では「米ノ準備モ県費ニ仰イデ居ル」ところや「社会的ノ施設ニ致シマシテモ之ヲ公費ニ仰ギ県費ニ仰グ」例が多いが、本県としてはそうでなくても経費の膨張が著しいので、そのような負担は困難である。一方、「篤志富豪ノ公共的ノ義捐ニ待ツト云フコトガ、最モ社会問題ニ対スル好感ヲ以テ迎ヘラレルベキ挙デアル」と考えられるので、一五〇万円の基金募集を計画し、「未ダ百万ニハ達シマセヌ」が、それに近づきつつあ

る。この基金によって県の「救済協会」は、節米運動、米の備蓄をおこなうが、「其数額ハ一萬石、是ハ既ニ疾クニ集メアツテ蓄積」してある。さらに、協会は「小サナル住宅ヲ準備」し、「労働者ノ為ニ共同ノ住宅」や「無料ノ宿泊所ヲ造ツテ労働者ノ職業紹介等ノ便ニモ供」し、「乳呑児ヲ預リマシテ其母親ニ労働ノ便ヲ与」えることなどを、実施しつつある。こうしてみると、米騒動・社会問題・労働問題・住宅問題など、大戦を契機に横浜など大都市を中心に起こってきた現代的な諸問題に対処するのに、当時は県財政ではわずかに前述の社会事業費貸付資金が目立つにすぎず、その他の対策のための財源はもっぱら寄付金に頼っていたものようである。それは「単リ県費ニ多クノ負担ヲ此際仰グコトヲ要セザルノ利益デアルバカリデナシニ、全ク社会上下ノ関係ニ於キマシテ、貧富ノ懸隔ノ甚シイノガ問題ニナリマスル今日ニ於キマシテ、最モ適切ナル所ノ帰着点デアラウト考へ」られたところからきたのである。とすれば、県自体の活動ではないため、その活動が県財政に反映していないとはいえ、当時の最も先鋭な問題の県レベルでの処理の仕方をさぐる意味で、井上知事が言及している「救済協会」の実態が明らかにされることが望ましい。

高等工業・高等商業学校建設

この時期までの県内の教育費は、小学校を市町村が、中等学校を県（連帯経済）が担当するというかたちとなっており、いずれも拡充されてきているが、さらに大正期の商工業の急展開を背景にして、それを支える人材養成のため高等工業学校（以下「高工」と略記する——執筆者）・高等商業学校がそれぞれ設置され、県財政も少なからずこの負担に任ずることとなった。まずはじめに、高工が設立される。

大戦さなかの一九一六（大正五）年十一月の県会に提出された一七年度の追加予算とそれに関連する三―四の議案として高工設立が議題となった（『県会史』第四卷 五五―五五五ページ）。有吉知事の説明によれば、これはまず中央政府が発案し、もし県が建設費を負担すれば経常費は中央政府がもつ、ということで、県としても工業招致、工業研究の便宜、技術招聘などの便宜